

自転車を安全に利用しましょう！

自転車は、運転免許証が不要で、子どもから大人まで手軽に乗れる便利な乗り物です。

道路交通法上、自転車は「車両」と位置付けられていますので、運転免許証がなくても自動車と同じように交通法規を守る必要があります。

例えば、自転車は車道の左側を通行しなければなりません。

また、例外により歩道を通行する場合は、歩行者優先で、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

どのような場合に歩道を通行出来るのか等、以下のリンク先で御確認下さい。

◆【政府広報オンライン】知ってる？守ってる？自転車利用の交通ルール

自転車によく乗っていても、正しいルールなどは、意外と知らない事が多いものです。

まずは自転車の基本的なルールを御確認下さい。

<https://www.gov-online.go.jp/featured/201105>



◆【内閣府】自転車安全利用五則

自転車利用の基本となる五則が令和4年11月に改定されました。自転車安全利用五則を守りましょう。

https://www8.cao.go.jp/koutu/kyouiku/pdf/r04_bicycle-chirashi.pdf



◆自転車交通安全教育用リーフレット

小学生用のリーフレットも掲載されています。御家庭のお子様にも御活用ください。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/leaflet.html>



滋賀県イメージキャラクター
キャップフィー



滋 賀 県

◆自転車の交通ルール

自転車にも交差点の通行方法等のルールが定められています。

御自身の安全の為、また安全な街にする為、一人一人が正しいルールを理解しましょう。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/rule.html>



◆自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化

令和5年(2023年)4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。

自転車乗用中の交通事故でヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用している場合の約2.5倍も高くなっています。

自転車用ヘルメットには、キャップ型、ハット型等のお洒落な物もあります。

ヘルメットは、SGマーク、CEマーク、JCF公認マーク等の安全性を示すマークの付いたものを選びましょう。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/seikatu/kotsu/303156/330251.html>



◆滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

滋賀県では、自転車損害賠償保険等への加入義務、自転車の点検整備および防犯対策等についての条例が定められています。

自転車損害賠償保険等への加入状況について、確認してみてください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/bouhankoutsu/305854.html>



「交通事故のない安全・安心な滋賀」

滋賀県土木交通部道路保全課交通安全対策室

TEL 077(528)3682